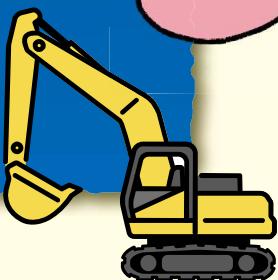


# 土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を  
規制する取り組みが  
始まります



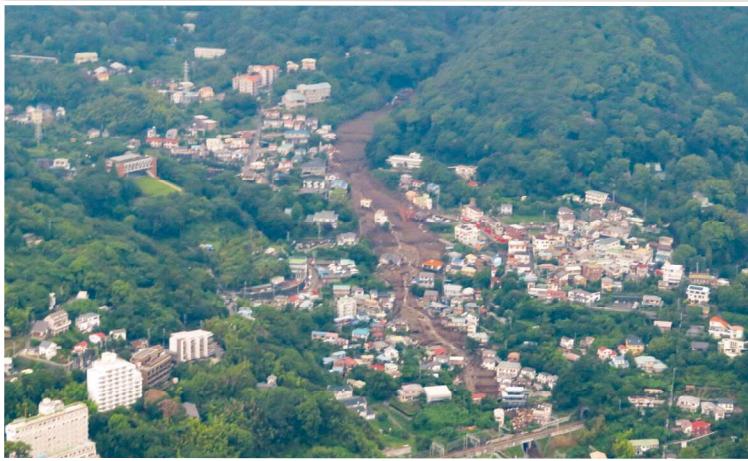
盛土規制法が 令和5年 5月26日に施行され、  
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

# 危険な盛土等による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、  
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により  
死者1名、重傷者1名  
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により  
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、  
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための  
取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要



### 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる  
エリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、  
土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を  
全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、  
切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積に  
ついても規制の対象となります。

### 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ  
都道府県知事等<sup>\*</sup>の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への  
事前周知(説明会の開催等)が必要です。

\*「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

### 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、  
土地所有者等<sup>\*</sup>が常に安全な状態に維持する必要があります。  
原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。  
\*「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。  
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

### 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に  
に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

## 規制区域について

### 規制区域のイメージ

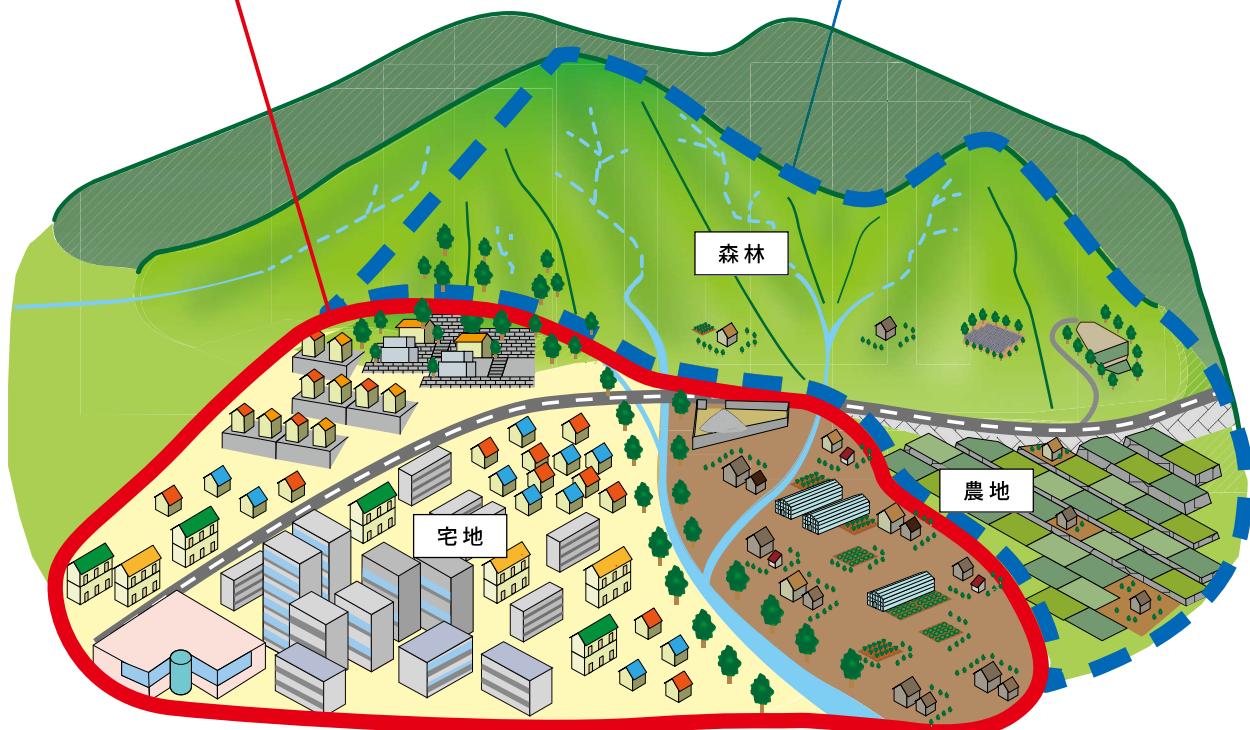
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

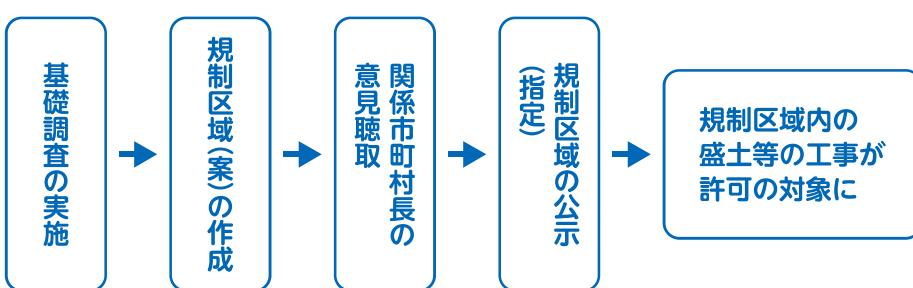


### 規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

#### <規制区域の指定の流れ>











## 盛土等について Q&A

### Q1 新たな法律はいつから施行されるのですか？

盛土規制法の施行日は、令和5年5月26日です。

ただし、危険な盛土等に対する規制は、都道府県知事等が規制区域を指定した後に適用されます。

### Q2 規制区域の範囲は、どうすれば分かりますか？

各都道府県知事等のウェブサイトで確認することができます。



### Q3 許可基準は、都道府県知事等によって異なるのでしょうか？

盛土規制法では、各都道府県知事等が許可基準の強化を行うことができます。許可申請にあたっては、各都道府県知事等の許可基準をご確認ください。

### Q4 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が都道府県知事等に許可申請を行う必要があります。



### Q5 土石を事業者が運営するストックヤードに持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを確認してください。各都道府県知事等は、許可・届出に係るストックヤード等の所在地をインターネットで公表していますので、参考としてください。

### Q6 工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可不要となります。

